3 り災証明書で**準半壊**と判定された方への**主な支援**

★申請時に持参するもの…本人確認書類、通帳 等

資金	**①災害見舞金（支給）** **※対象者には天草市から通知するため、申請は不要ですが、振込口座の申し出が必要**	災害により死亡、負傷又は住宅(災害発生時に居住していた建物)に大きな被害を受けた場合、被害の程度に応じて見舞金又は弔慰金を支給します。※天草市に住所を有する方が対象、借家は半額。 ●天草市の制度の場合…準半壊１万円 【天草市の制度…健康福祉政策課☎24-8805】
	②災害弔慰金	災害により死亡した方の遺族（１．配偶者、子、父母、孫、祖父母）（２．兄弟姉妹：死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）に対し、弔慰金を支給します。 ●生計維持者の場合…500 万円 その他の者の場合…250 万円　【健康福祉政策課☎24-8805】
	③災害障害見舞金	災害により重度の障害（両眼失明、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方に対し、見舞金を支給します。 ●生計維持者の場合…250 万円 その他の者の場合…125 万円　【健康福祉政策課☎24-8805】
	④生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付	被災された方で天草市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯に対し、必要な資金を貸し付けます。 ●原則１０万円以内（無利子）（１世帯１回限り）等 【天草市社会福祉協議会☎32-2552、申込先は各支所】
住宅	**⑤緊急修理**	住家が「準半壊以上（相当）」の損傷を受け、放置すると被害拡大の恐れがある世帯に対し、雨漏りや風雨の侵入を防ぐためのブルーシート張等を支援します。 ●資材の支給（ブルーシート等）、修理業者への依頼（1 世帯あたり 56,400 円以内） 【建築住宅課☎32-6797】
	⑥応急修理 **※災害救助法適用分**	住宅が準半壊との災害判定を受けた世帯で、そのままでは居住できない場合、日常生活に必要最小限の部分の応急的な修理を支援します。修理費用を天草市が直接施工業者に支払う制度のため、被災された方に費用が支給されるものではありません。 ●準半壊 36.7 万円以内 【建築住宅課☎32-6794】
減免	**⑦保険料の減免** **□国民年金保険料**	災害により所有する住宅等に被害を受けたとき、被害の程度により、保険料が減免となる場合があります。 【国保年金課高齢者医療年金係☎24-8854】 【本渡年金事務所☎24-2154】